

会 議 録		令和 4 年 1 月 18 日 作成	令和 7 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府舞鶴警察署協議会（令和 3 年度第 3 回）		
開催日	令和 3 年 12 月 8 日（水曜日）		
時 間	午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分までの間（60 分）		
場 所	京都府舞鶴警察署東庁舎 講堂		
出席者	宮本会長、倉橋副会長、吉岡副会長、川中委員、酒井委員、永野委員 山岡委員、土井委員、伊庭委員、衣川委員 計 10 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、 地域課長代理、刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長 計 11 人		
諮 問 事 項	生活安全警察について		
会 議 内 容	1 会長挨拶	司会	副署長
	2 署長挨拶		
	3 協議	司会	会長
	諮問事項説明 生活安全警察について～生活安全課長 【委員】 私たち一般府民の感覚から言えば、我が子に暴力を振るうような人物のことを通報すれば、その者から恨みを買ひ、次は通報した側に危害を加えられる可能性を危惧してしまうが、警察では虐待の通報を受けた場合、どのように対応をされているのか教えてほしい。 【警察】 言われたとおり、「通報すれば、自分が通報者であることを知られてしまうのではないか」という不安は多くの人を持ち、その不安が通報を躊躇させるのは無理のないことと思う。結論から言えば、私が今までに携わった案件で、行為者に通報者を知られたものは 1 件もない。それは、警察が行為者に事情聴取をする場合、通報者が特定されるような言動をしないからである。仮に通報者が特定されるおそれのある場合には、あえてその事実を突きつけることはせず、他情報等、別の角度から行為者に話を聞き、迅速に最良の措置が執れるよう心掛けている。これは児童相談所の対応にも言えることであり、府民の方が心		

会 議
内 容

配されるようなことについては細心の注意を払っているので、安心して通報してほしい。

【委員】今の説明を聞いて安心できた。児童相談所は「通報ダイヤル189（いち早く）」の広報とともに、「通報者の秘密は確実に守られる」ということも合わせて広報されてはいいかと思う。

【委員】調停委員としての経験から言うと、離婚調停で「夫から暴力を振るわれていた」という場合、その多くは一見、非常に穏やかな人物という印象がある。「まさかそんなことをするような人には見えない」という気持ちを多くの調停の場で感じた。おそらく、普段は本当に穏やかな人なのだが、何かのスイッチが入ると前後の見境がなくなるのではないかと自分の中で想像をした。だから、見た目や言葉遣いなどの外見から受ける印象だけでなく、誰にでも起こりうることで捉えて、先入観を持たずに正確に状況を把握することが必要であると思う。

【委員】虐待は大きな問題であるが、いじめについても子ども達を取り巻く大きな問題である。虐待への対応についてはよく分かったが、学校や教育委員会で把握したいじめ問題については警察にも情報が入ってくるのか。

【警察】いじめについては、保護者の方などから相談を受けることはよくあるが、学校から逐一報告があるわけではない。ただし、例えば刑法犯に触れるなど、学校側が警察との連携が必要と判断した場合には情報を共有して対応することになる。

【委員】私は学童保育の活動に長く携わっているが、以前、虐待により親から引き離し、一時保護の措置となった児童がいた。一定期間、保護施設で生活をするようになったが、その期間が過ぎて帰ってきた際、あまりにも学習ができない状況となっていた。虐待の状態をなくすのが最優先であることに異論はないが、その間の子どもの教育にもきちんと責任を持って対応してもらいたい。

【委員】虐待は社会が抱える大きな問題であるが、虐待をしてしまう親の側も悩んだ末の行為であると思う。単なる犯罪者としてではなく、1人の人間として包み込み、優しく寄り添うことも必要であると感じた。また、前回も「189」という映画について紹介をしたが、現在上映中であるので、虐待という社会的問題を考える上で是非とも皆さんに見ていただきたいと思う。

【委員】以前は警察が関わるようなものではなかった案件も、時代とともに対応が変わってきている。また、種類も多岐にわたり、その全てについてきちんと対応をすることは本当に大変だと思う。我々も警察署協議会委員として様々な提言を行い、協力していこうと思った。

会 議
内 容

4 事務連絡

第4回舞鶴警察署協議会は令和4年2月中に開催予定である。

以上

第3回京都府舞鶴警察署協議会の開催状況

